

## 第42回前橋家庭裁判所委員会議事録

### 1 開催日時

令和5年12月21日（木）午後1時30分～午後3時30分

### 2 開催場所

前橋地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）

井上政道委員、大舘実穂委員、加藤真一委員、坂西秀昭委員、佐々木弘道委員、西村理委員、町田京子委員、森博英委員、多田尚史委員、八木貴美子委員（以上10人）

（説明者）

前橋家庭裁判所 片岡哲訟廷管理官

同 岩倉一秀総務課長

（事務担当者）

立岡佳子首席家庭裁判所調査官、大樋裕康首席書記官、武田一幸次席家庭裁判所調査官、山本敏史次席家庭裁判所調査官、森田高弘次席書記官、古屋友紀子事務局長、渡邊堅司事務局次長

### 4 議事

#### (1) 開会

#### (2) 意見交換等

##### ア 報告

岩倉総務課長から、前回の意見交換事項であった「採用広報について」に関し、委員からの意見に基づいた取組等について報告があった。

##### イ 説明「利用しやすい家庭裁判所～手続案内の利便性の向上について」

て～」

片岡訟廷管理官から、説明スライドに基づき説明があり、裁判所動画「ご存知ですか？ 家事調停」を上映した。また、家事手続案内の実演を行った。

ウ 意見交換（「家事手続案内をより利用しやすくする工夫」「家庭裁判所をより利用しやすくする工夫」）

○委員長

家事手続案内をより利用しやすくする工夫ということで意見交換を行いたいと思います。ただ今、裁判所が行っている家事手続案内を御紹介させていただきましたが、どのような手続案内が行われているか、お分かりになりましたか。

○委員

何か法律的な問題があるときには、まず弁護士に相談するのが普通なのかと思っていました。直接裁判所に行く方がいるんだというのが素直な感想です。手続的なことを教えてくれるということは分かりました。

○委員長

手続案内と法律相談との違いは分かりにくいでしょうか。

○委員

そうですね。大概の方は、弁護士や法テラスに行った方が解決しやすいのかなと思いました。

○委員

非常に分かりやすかったと思います。昨年、家事調停の様子を拝聴いたしまして、ちょっと関心があったものですから、裁判所のホームページを見せていただきましたら、調停の流れ図がしっかり書かれていて、更にはQ&Aが付いていたり、例えば群馬県だったら前橋法テラスの地図まで付いていて、非常に丁寧だなと思いました。

○委員長

今御紹介したように、裁判所では幾つかツールを講じて手続案内をしているのですが、もう少しこうすると分かりやすいものになるんじゃないかという御意見はございますか。

○委員

今のスライドや実演を拝見して、手続案内という言葉が、裁判所の中では一般的で何を意味するのかが分かるのだと思うのですが、全く法律的な素養がない人が、例えばホームページの家事手続案内という言葉を見たときに、ここを見れば何の情報が得られるのか、あるいは自分が抱えている課題の解決にどう結びつくのかといったイメージが持ちづらいのかなという気はしました。スライドの中に出てきた手続案内と法律案内の違いも、素人の方だとその意味が分からないのではないかという気がしたので、素人でも分かるような言葉の設定をしてあげるとより親切なのかなと思いました。

○委員

私も知識がないので、先ほどの相談の実演の場面で、遺言書を見つけた方がよく裁判所にたどり着いたなと感じました。実演では、知人から勧められて来たという設定でしたけど、そういう人ばかりではないと思います。ホームページの説明も、どうしても漢字がたくさん並んでいて分かりづらいのかなという気はしました。

○委員

私もかなり素人の立場で話を伺っていて、弁護士に相談するところから始めないといけないかなというふうに思いました。実演の言葉で、「けんにな(検認)」という言葉はどう変換するのか分からないですし、法テラスも初めて聞くワードで、専門用語が多いと感じました。

○委員

私は民生委員ですが、市の担当として、週1回は心配事相談の相談員になっていて、年に2回ほど弁護士から研修を受けながらやっています。その中で、心配事で来る方に、こういうところへ相談に行きなさいということをご指導していて、法テラス、市町村が行っている無料弁護士相談を受けてもらっています。先ほどの説明や実演を見て、裁判所はそんなに怖いところじゃないし、気楽に行けば相談を受けてもらえるということがよく分かりました。これからは、裁判所の手続相談を皆さんに伝えたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### ○委員長

裁判所で調停委員や参与員として関わっていただいております委員の方から、裁判所の手続案内について何か御感想とかございますか。

#### ○委員

言葉の使い方は、かみ砕いて説明をする必要があると思いました。

あとは、書くことがたくさんあるときに、高齢の方などはなかなかそれが書けない場合とか、あるいは赤ちゃんがいて、落ち着いて書けない方がいることもありますが、そういうときに窓口の係の方はどんなふうにされているのか、パソコンなどで手続ができるようになっているのかという点が気になりました。

#### ○説明者（片岡訟廷管理官）

御高齢の方については、この欄にはこのように書いてくださいという説明をしたりしますし、お子さんを連れてきている方については、ベビーベッドを備えていますので、そちらにお子さんを寝かせて書けるようにしております。持ち帰って書きたいという方には郵送での申立てを御案内することもあります。

#### ○委員

現在、裁判所ではインターネットを通じての申立てはできないのですが、

その方向に向けて準備作業をしているという状況になります。その際の議論の中で言われているのが、分かりやすさだと思います。書いてあること、伝えたいことが分かりやすいかという問題や操作のしやすさなどについて議論しています。

○委員長

利用者の立場として、こういうところをもう少し充実したらいいのではないかとか、こういうところは分かりにくいのではないかという御意見があれば教えていただければと思います。

○委員

私の依頼者もそうですが、法律的な知識にはかなりばらつきがありまして、言葉の理解というのが勉強されていない方は全くできないので、裁判所としてもなるべく簡単な言葉で説明するように、より一層取り組まれた方がいいと思います。

もう一つは、窓口の開いている時間帯ですが、平日の昼間ということですが、相談を早くしたいとか、緊急の方のために土日やメール等の相談なども検討された方が良くはないかと思いました。

○委員長

ありがとうございます。ホームページ等で情報発信するに当たって何か工夫されている点がありますか。

○委員

検察庁の立場から申し上げますが、裁判所のホームページの方が検察庁より充実していて、情報量も多いというのが私の認識です。検察庁だと、市民の方が来るというのは裁判所よりもずっと少ないと思うんです。一次的な捜査機関である警察などを介した形で来るという方が多いので、検察庁はその辺りの手当が遅れているというのが私の感想です。

○委員長

お手元に裁判所のホームページの改訂案をお示ししていますが、何か御意見はございますか。

○委員

大学のホームページも改訂を繰り返しているのですが、結局、学生の皆さんは、取りあえず教務課や総務課に行ってみようということになっています。そこで受付の方と対面で話をして、理解してもらおうということが頻繁にあります。

ホームページ上での説明には限界はあると思うのですが、用語が少し難しいので、用語の説明を添えていただくと理解しやすいと思います。キーワード等をもう少し入れていただくのも良いと思います。

フォントの大きさがもう少し大きくなると御高齢の方も分かりやすいと思いました。

○委員

裁判所のホームページに掲載してある書式は、弁護士は実務において大変重宝しております。その上で、個別の事件で書き込むところがもう少しあったらいいとか、そういうことはありますけども、おおむね大変便利で、実務では本当に役に立っています。例えば前橋で使っている書式を他県で使おうとする場合に、極端に違うということはないと感じています。

○委員

ホームページを見る方の知識や理解度はまちまちだと思うので、完全に皆さんに分かりやすくすることは難しいというか、できないと思うので、結局、分からなかったらお問い合わせください、分からなかったらお越しくださいという案内があると優しいのかなと思います。分からない人はどう読み込んで分らないと思うので、相談してもらえる方が早いのかなと感じました。

○委員長

次に家庭裁判所をより利用しやすくする工夫ということで御意見を伺います。お手元の「家事事件のしおり」に記載されているように家庭裁判所では国民の皆様の日常生活に身近な問題を扱っておりますので、家庭裁判所は利用しやすい、垣根が低い、気軽に相談に来ていただける裁判所である必要があると思っております。

こういう活動をしたら国民の皆さんに家庭裁判所を身近に感じてもらえるという方策や御意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

私も相続などの仕事をやっているのですが、私が見ても分からない言葉がありますし、一般の人が見たら、このしおりを見ても、何をやっていらっしゃるのか、分からないと思います。もっと身近に感じてもらうということは、もっと分かりやすい言葉で説明しないと理解ができないんじゃないかなと思います。

○委員

家事事件のしおりの存在を知らない人が多いので、もっと身近にこれがあるということを周知できるといいですね。私自身、しおりを読んでいると知識が一段上がったと思うので、いろいろなところから理解を深められる、そういう機会があるというお知らせをする機会があるといいと感じました。

○委員

家事事件のしおりを拝見して思ったのは、例えば家事事件とはという大きな文字で見出しがあって、そのすぐ下の文章は、家庭裁判所ではこんな事件を扱っていますという説明で、そこまではずっと入ってくるんですけど、その次の段落に行くと、家事事件には審判と調停の2種類がありますという話になっていて、これを読んだ人が本当に調停と審判の違いが分か

るのか、違いは何かと逆に疑問になってしまうんじゃないのかという気がしました。

その後ろの一覧表を見ても、手続面における分類になっていて、一つの整理の仕方としてはすごくはっきりしていて、分かっている人にとってはいいのかもしれないけれど、自分が求めている問題の解決のためにどれをどう使えばいいのかという観点でパンフレットを見る人たちにとって、手続による分類というのが本当にいいのか、まだ工夫の余地があるという気がしました。

#### ○委員長

例えば氏に関するものだといろいろな種類の問題があり、Aの場合はこうなる、Bの場合はこうなる、こういう問題の場合は裁判所にこうすればいいし、Cの場合は弁護士に相談すればいい、というようなもっと大きなカテゴリーで内容が分かるような説明をするとよいのではないかと、そういう趣旨になりますか。

#### ○委員

例えば相続を例にすると、検認の手続の話から、最終的に相続が完了するまでの大きな流れの中で、それぞれの手続がどういう位置にあって、この後、何をしなければならないのか、そういった全体像と、自分が今立っている位置がどこなのかが見えてくると、もっと安心して使えるようになるのではないかと思います。

#### ○委員

このパンフレットは、私のような一般人から見るとすごく堅いと感じます。もう少し親しみのあるような、子どものことで悩んでいる、夫婦関係で悩んでいる、相続や後見で悩んでいるという場合に、一般人にも分かりやすい枠組みで一覧表にまとめていただけたらうれしいと思いました。

#### ○委員



やはりちょっと難しいです。例えば、裁判所のウェブサイト内の検索窓ですが、ここに平易な日本語、例えば「夫婦問題で悩んでいる」と入力したときに、その場合にはこういう手続がありますとか、こちらへ御相談くださいとか、そういう機能があれば良いと思います。

○委員長

ありがとうございます。今はそのような形になっていないので、参考にさせていただきたいと思います。

○委員

白黒をつけるところが裁判所だと理解している方が多いと思います。裁判所でもこういう相談に乗ってくれるということを知ってもらえれば、利用してもらえる方が多くなるんじゃないかと思います。

○委員長

広報活動の観点から、御意見がありましたらお願いします。

○委員

このしおりが皆様の手元に届くのが一番かなと思います。以前いただきました司法の窓という冊子とセットで、例えば公民館とか、そういうところに置いてあれば、高齢者の方も家庭裁判所が本当に丁寧に対応して下さるといふ啓発になるとと思います。大学では、ぜひ御利用くださいという趣旨のパネルを付ける工夫もしています。

○説明者（岩倉総務課長）

前橋での取扱いですが、県内の市町村に情報提供という形でパンフレットの配布をさせていただいております。

○委員長

市町村に置いてもらうという形ですね。ただ、もう少し範囲を広げておくとともに皆さんが手に取りやすくなるんじゃないかという御提案ですね。

今日は、内部にいると当然だと思ふことについて、外部の方から新しい視点での御指摘を多々いただき、ここから先が分からないという視点で考えないと家庭裁判所を利用しやすくするということが難しいということをも再認識させていただきました。ホームページについても、今日伺った御意見を反映させた形で、より良いものにできればと思っております。

(3) 次回期日の指定等

令和6年7月18日午後1時30分

テーマ「家事事件手続における子の福祉への配慮」(予定)

(4) 閉会

以上